

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を
定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧する。

令和4年3月25日

富士吉田市長 堀内 茂



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続 期間	備考
R3 第01号	富士吉田市新倉 字堂面 3383	13	山林	0.2720	令和4年3月25日 ～ 令和9年3月31日	
	富士吉田市新倉 字堂面 3387	13	山林	0.3738	令和4年3月25日 ～ 令和9年3月31日	
	富士吉田市新倉 字堂面口 1304	13	山林	0.3431	令和4年3月25日 ～ 令和9年3月31日	

2 縦覧場所

富士吉田市役所 西別館 1階 農林課

富士吉田市ホームページ

(リンク <https://www.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/manager/infoadmin/preview/4296>)

3 本公告により、富士吉田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ
設定される。